

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三郷市は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三郷市長

公表日

平成27年5月1日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	児童扶養手当支給事務
事務の概要	事務全体の概要 児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う。
システムの名称	児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第29条第1～6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、65、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「児童扶養手当の支給に関する事務」とある項(57の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	子ども未来部 子ども支援課
所属長	子ども支援課長 豊田 明美
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1 048-953-1111 企画総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1 048-953-1111 子ども未来部子ども支援課

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

